

総務部

議案第32号、大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第32号について、ご説明いたします。当議案は、事務分掌の改定にかかるものでございます。

まず2ページをお願いします。1の改正を必要とする条例については、記載のとおりです。

次に、2の改正の趣旨についてですが、多文化共生に関わる取組は多岐にわたるとともに、外国人市民に対するコミュニケーション支援等の重要性が高まってきていることから、多文化共生を含む、国際交流、大津市国際親善協会に関する3つの業務を、産業観光部から政策調整部へ移管することで、部局間連携の更なる推進を図るもので

す。3ページをお願いいたします。3の改正の実施時期は、令和7年4月1日施行とします。

4の改正の内容についてですが、産業観光部の分掌事務のうち国際化に関する事務を政策調整部に移管します。なお、移管にあたっては、政策調整部の事務分掌を多文化共生及び国際交流に関する事務とします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。